

入札説明書

この入札説明書は、福島県立郡山萌世高等学校食堂業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めたものである。

- 1 発注者（契約権者） 福島県立郡山萌世高等学校長 田母神 賢一
- 2 入札に付する事項
公告に示すとおり。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。
- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1。以下「資格確認申請書」という。）に、次の書類等を添付し、令和 5 年 3 月 22 日（水）16 時までに下記 5 の（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。
 - （1）本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について過去 2 年間に履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であることを証明する書類（履行実績証明書（様式 6））
 - （2）福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であることを証明する書類＜履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本、但し発行後 3 か月以内のもの。コピー可。）又は本店・支店・営業所の記載がある会社概要やパンフレット等。＞
なお、入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）により、令和 5 年 3 月 24 日（金）までに通知する。
- 5 入札書等の提出場所等
(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所
令和 5 年 3 月 22 日（水）16 時
福島県立郡山萌世高等学校 事務室
なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書及びの添付書類の提出期限及び提出場所

令和5年3月27日（月） 13時30分

福島県立郡山萌世高等学校 9階 応接室

なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和5年3月27日（月） 13時30分

福島県立郡山萌世高等学校 9階 応接室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、上記5の（2）に示す提出日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し

イ 委任状（様式4） ※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、入札を執行する直前までに、契約権者が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、上記5の(1)に掲げる期日までに、以下の書類を福島県立郡山萌世高等学校事務室に提出すること。

ア 入札保証金納付免除申請書（様式5）

イ 履行実績調証明書（様式6）

ただし、入札保証保険契約を締結することにより免除を希望する者は、上記5の(1)に掲げる期日までに、福島県立郡山萌世高等学校事務室に連絡のうえ、入札保証金納付免除申請書（様式7）及び入札保険証券原本を入札時に提出するものとする。（証券原本は返却しないので留意すること。）

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条に条に定めるところによる。

なお、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を上記5の(1)に掲げる日の正午までに福島県立郡山萌世高等学校事務室へ申し出ること。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立郡山萌世高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様等に関する質問書（様式8）により、福島県立郡山萌世高等学校に令和5年3月20日（月）16時までに説明を求めることができる。

福島県立郡山萌世高等学校長は、様式9により福島県立郡山萌世高等学校ホームページに掲載する方法により速やかに回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
 - ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。
また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札書を含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者の指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押

印したときに確定するものとする。

- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 当該契約に関する事務担当連絡先

郵便番号 963-8002

住 所 福島県郡山市駅前二丁目11番1号

部 署 名 福島県立郡山萌世高等学校 事務室

電話番号 024-932-1767

F A X 024-990-1908

福島県財務規則(抜粋)

(入札保証金の減免)

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) (略)
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) (略)

2 (略)

(入札保証金の納付等)

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付を免除した場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除をした額を控除した額)を関係の出納機関に納付させなければならない

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

(入札保証金の還付)

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求書により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続きについては、契約権者が支出権者または物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) から(15)まで(略)
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) から(18)まで(略)

2 (略)

(契約保証金の納付等)

第 231 条 契約権者は、第 229 条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第 233 条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。